

## 鴻巣市水道事業ビジョン改訂内容

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
共通			データを最新に更新、元号の修正、図・表番号の変更、語尾、表現の一部見直し、章デザインの変更	
P.1	P.1	文章の追加	(最終段落)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鴻巣市水道事業ビジョン」は、計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年間としており、このたび見直し時期となる令和4年度を迎えたことから、これまでの事業の取り組みを振り返り、課題や目標の見直しを行い、「鴻巣市水道事業ビジョン（改訂版）」を策定することとしました。</li> </ul>
P.2	P.2	見出しの追加	(追加：見出し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(1)「鴻巣市水道事業ビジョン」の位置づけ」を追加</li> </ul>
P.2	P.2	図の修正	(図1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連計画の策定年度を修正</li> </ul>
－	P.3	項目の追加	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(2)水道法改正との関係」を追加</li> </ul>
－	P.4	項目の追加	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(3)SDGs（持続可能な開発目標）との関係」を追加</li> </ul>
P.5	P.7	文章の追加	(本文9行目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和に入ると新型コロナウイルスの感染拡大によって、外出の自粛、テレワークの推進等による生活用水量の増加傾向や、商業施設・飲食店等の時短営業等による営業用水量の減少傾向が全国的に見られており、本市においても同様の傾向が見受けられます。</li> </ul>
P.7	P.9	文章の追加	(本文5行目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>このうち、屈巢浄水場は現在休止中です。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
-	P.10	項目の追加	(なし)	・ 「(1)水道施設の概要」を追加
P.8	P.11	文章の追加	(なし)	・ 「埼玉県水道用水供給事業とは」を追加
P.10	P.13	図の修正	(図5)	・ 図7に連絡管を追加 注記「屈巢浄水場は現在休止中です。」を追加
P.11	P.14	文章の修正	(本文6行目) ・ なお、鴻巣地域及び川里地域の配水区域間には、次頁の図7に示すように連絡管(口径150mm)が整備されており、川里地域が配水停止になった場合は、鴻巣地域から水の融通が可能となっています。	(本文6行目) ・ また、鴻巣市水道事業基本計画(平成19年3月)において、緊急時の安全対策として3地域間を連絡管(計4箇所)で結ぶ計画を策定しており、そのうち図9に示す連絡管①は布設位置を変更しすでに通水済みです。連絡管②、③は令和4年度には通水の予定であり、連絡管④は検討中です。
P.12	P.15	図の修正	(図7)	・ 図9連絡管位置図の修正、配水連絡管の状況、他事業者との連絡管の状況の追加
P.13	P.16	文章の修正	(本文1行目) ・ 近年の原水水質は安定しており、大きい変動は見られません。	(本文1行目) ・ 近年の原水水質は安定しており、一部の井戸で原水の水質変化がありますが全体的には大きい変動は見られません。
P.13	P.16	文章の追加	(表6)	・ 表6注記 「鴻巣第6号井、吹上第5号井、川里3号井は休止中。」を追加
P.16	P.19	文章の追加	(図8)	・ 図10注記 「地産1号公園は令和4年度撤去予定。」を追加

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.19	P.22	文章の削除	(本文5行目) ・平成19年度の資本的支出が高くなっているのは、企業債の償還金5.6億円の影響です。	(削除)
P.20	P.23	文章の削除	(本文2行目) ・企業債償還金は平成19年度に5.6億円(対給水収益比率27.8%)と突出しています。これは、高金利時代の公的資金を補償金免除で繰上償還できる国の臨時特例措置を活用したためです。その後、新規の財政融資を停止したこともあり、企業債残高は、平成17年度の約33.7億円から平成27年度現在の約19.5億円(対給水収益比率102.3%)にまで減少しました。	(削除)
P.21	P.24	文章の追加	(本文2行目)	・令和2年度の給水収益減少の要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う基本料金免除によるものです。
P.22	P.25	文章の修正	(本文4行目) ・本市の料金回収率は常に100%を上回っており、給水にかかる費用を水道料金で賄えられていることを示しています。	(本文4行目) ・本市の料金回収率は常に100%を上回っていましたが、令和2年度は100%を下回りました。これは、新型コロナウイルス感染症に伴う基本料金免除により、給水にかかる費用を水道料金で賄えていないことを示しています。
-	P.27	図と文章の追加	(なし)	・図17および解説文の追加 有形固定資産の減価償却の状況は、図17に示します。有形固定資産の資産額は約284.3億円であり、このうち減価償却累計額は、約141.6億円(49.8%)の状況にあります。

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.24 P.25	P.28 P.29	図と表の修正	(図15) (表12、表13)	(図18 給水人口と給水量の将来予測) (表12 給水人口と給水量の高位/低位推計) (表13 給水人口と給水量の予測根拠) ・ 最新実績に基づく将来予測に修正。
-	P.34	図と文章の追加	(なし)	・ 「図25建設改良費の見通し (水道事業ビジョン事業計画に基づく)」及び解説文の追加
-	P.35	表の追加	(なし)	「表14 財政見通しの根拠 (水道事業ビジョン策定時)」の追加
P.30	P.36	図の修正	・ 図 22 資本的収支のシミュレーション結果 (法定耐用年数で更新した場合)	・ 「図 26 収益的収支の見通し (事業計画に基づく。料金一定)」に修正
P.30	P.35	文章の修正	(本文 1 行目) ・ 今後、すべての資産を法定耐用年数で更新する場合の、資本的収支の見通しを図 22に示します。今後20年間の建設改良費は平均25.5億円/年となり、企業債償還金とあわせると、資本的支出は平均27.6億円/年となります。仮に、建設改良費25%分の企業債を毎年借り入れたとしても、毎年20.6億円ほどの資金不足に陥ります。 施設整備にともなう資金不足を補うには、収益的収支の純利益と減価償却費の積み立てによる内部留保資金が必要です。しかし、初年度の不足額が内部留保資金を上回り、必要な資金が確保できなくなるため、更新事業が実施不可能となります。	(本文 5 行目) ・ また、資本的収支においては、建設改良費の20%に相当する企業債を毎年借り入れた場合、令和7年度 (2025年度) の資金不足額が補填財源 (内部留保資金) を上回り、それ以降の事業が実施できなくなると予想されています。

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.31	P.36	図の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>図23 収益的収支のシミュレーション結果 (料金一定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図 27 資本的収支と内部留保資金の見通し (事業計画に基づく)</li> </ul>
P.31	P.35	文章の修正	<p>(本文 1 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同じように、すべての資産を法定耐用年数で更新する場合の、収益的収支の見通しを図 23に示します。収益的支出が年々増加するのは、更新時に取得する資産が多く、減価償却費が大きくなるためです。一方で、給水人口と給水量の減少にともない、給水収益が低下し、収益的収入は年々減少すると予想されます。</li> </ul> <p>収益的支出が増加するのに対して収益的収入が減少するため、純利益は2018年度 (平成30年度) からマイナスとなる見通しです。</p>	<p>(本文 3 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収益的収支においては、給水収益が減少傾向のため、令和6年度 (2024年度) に支出が収入を上回り、損益がマイナスとなることが予想されます。</li> </ul>
P.31	P.35	文章の修正	<p>(本文 6 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財源を確保し、このような赤字経営を解消するには、業務の効率化によって経費節減に取り組むほか、水道料金の適正化を検討する必要があります。</li> </ul>	<p>(本文 8 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しにおいては、水道事業ビジョン策定後の各種計画の検討状況を踏まえ、施設統廃合等を踏まえた更新需要の見直し、最新の決算状況に基づく財政収支計画を作成し、料金水準の見直しを含めた財源確保策について検討する必要があります。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.32	P.37	文章の修正	<p>(3項目目)</p> <p>今後は更新時期を迎える水道施設が増えると予想されます。更新をしなかった場合、20年後には建造物の資産額50%分と機械電気設備すべてが法定耐用年数を超えることとなります。</p> <p>同じ20年後には、管路も総延長の50%以上が法定耐用年数40年を超える見込みです。</p>	<p>(3項目目)</p> <p>今後は更新時期を迎える水道施設が増えると予想されます。更新をしなかった場合、20年後には建造物の一部が老朽化資産となり、機械電気設備のほぼすべてが老朽化資産となります。</p> <p>同じ20年後には、管路も総延長の3分の2が法定耐用年数40年を超える見込みであります。</p>
P.32	P.37	文章の修正	<p>(4項目目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災（平成23年3月）や熊本地震（平成28年4月）の経験を踏まえ、災害に強い水道システムを構築が必要です。</li> </ul>	<p>(4項目目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの資産をすべて法定耐用年数で更新した場合、20年間の平均的な建設改良費は、約25.5億円/年、法定耐用年数の1.5倍で更新した場合、当面20年間の建設改良費は約9.3億円、次の20年間では約14.1億円/年となりました。さらに、東日本大震災（平成23年3月）や熊本地震（平成28年4月）の経験を踏まえ、災害に強い水道システムの構築が必要です。</li> </ul>
P.32	P.37	文章の修正	<p>(5項目目)</p> <p>本市水道事業のこれまでの経営状況は、収益性を安定して確保しており、給水にかかる費用を給水収益により賄っていました。しかし、水道施設を法定耐用年数で更新する場合は多大な投資額が発生し、給水収益の低下と相まって、経営が成り立たなくなると予想されます。</p>	<p>(5項目目)</p> <p>事業計画に基づく財政収支見通しを確認した結果、収益的収支においては、令和6年度に支出が収入を上回り、純損失に転じること、資本的収支においては、令和7年度の資金不足が内部留保資金を上回り、それ以降の事業が実施できなくなると予想されていることから、料金水準の見直しを含めた財源確保策について検討する必要があります。</p>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.33	P.38	文章の削除	<p>(図24直下)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水と湧水を確保するにあたっては、双方で異なるリスクへの対応が求められます。</li> </ul>	(削除)
P.33	P.38	文章の修正	<p>(下から3行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>しかし、今後は水位が低下して取水可能水量が減少するリスクも想定し、深井戸の揚水試験や地下水位の観測を実施する必要があります。</li> </ul>	<p>(下から6行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、水位が低下して取水可能水量が減少するリスクを未然に確認できるよう、深井戸の揚水試験や地下水位の観測を実施しております。今後も深井戸の揚水試験や地下水位の観測は、継続的に実施する必要があります。</li> <li>また、将来的には水需要の減少、老朽化が進む施設の維持、更新にかかる費用、取水可能量や水質の変化などを考慮して井戸の数を見直していくことも必要と考えています。</li> </ul>
P.34	P.39	文章の修正	<p>(本文4行目)</p> <p>本市水道事業では平成26年度に水質事故対策マニュアルを作成し運用してきましたが、このマニュアル内容を見直して、新たに「水安全計画（平成28年度策定、平成29年度施行）」を運用します。水安全計画の内容は適宜見直しを行い、実際の運用により適したものを目指す必要があります。</p>	<p>(本文4行目)</p> <p>本市水道事業では、「水安全計画」を平成28年度に策定し、策定した水安全計画の内容に沿った管理が実施されていますが、今後は、定期的に確認し、運用上の不具合や新たな危害が予見された場合には、内容の見直しが必要になります。</p>
P.36	P.41	文章の追加	<p>(本文3行目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>また水道事業ビジョン策定後も、箕田浄水場管理棟の老朽度が「中」から「高」となるなど、施設の老朽化は少しずつ進行しています。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.36	P.41	文章の削除	<p>(本文4行目)</p> <p>現在、本市の浄水施設の耐震化率は28.8%となっており、高い水準とは言い難い状況です。</p> <p>そこで、平成27年度に「水道施設耐震化計画（浄水施設編）」を策定し、浄水場の耐震診断及び耐震補強、機械電気設備（ポンプ設備、電気計装設備など）の更新、取水施設の修繕等の整備計画（40年間）をたてました。</p>	<p>(本文6行目)</p> <p>本市水道事業では、平成27年度に「水道施設耐震化計画（浄水施設編）」を策定し、浄水場の耐震診断及び耐震補強、機械電気設備の更新、取水施設の修繕等の整備計画をたてました。</p>
P.36	P.41	文章の修正	<p>(本文8行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化計画の策定に際して、浄水場の構造物に対して耐震診断を実施した結果、吹上第一浄水場の着水池と屈巢浄水場の着水池・混和池は、一次診断により耐震性が低いと分かりました。箕田浄水場の管理棟は、詳細な二次診断により耐震性が無いと診断されました。まだ二次診断を行っていない建築・構造物においては、二次診断の実施と、その結果に応じた耐震補強が必要です。</li> </ul>	<p>(本文7行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化計画の策定に際して、浄水場の構造物に対して耐震診断を実施し、一次診断による耐震性の高低や、一部施設については詳細な二次診断により耐震性を確認しました。水道施設耐震工法指針が令和4年度に改訂したため、中断していた建築・構造物の二次診断を実施し、その結果に応じた耐震対策が必要です。</li> <li>なお、すべての施設に耐震対策を施すことは多額の費用を長期間要するため、令和3年度に水道施設整備検討を行い、将来も必要となる施設を絞り込みました。今後は、水需要の動向と耐震状況を鑑み、耐震対策を実施する時期を見定めていく必要があります。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.37	P.42	文章の修正	<p>(本文4行目)</p> <p>箕田浄水場の2池と川里浄水場の2池は、老朽度は中程度ですが、詳細な二次診断の結果、耐震性が無いと診断されました。その他、二次診断が必要な配水池が多く残っているため、今後は二次診断の実施とそれに応じた耐震補強が必要です。</p>	<p>(本文5行目)</p> <p>水道事業ビジョンの策定後の老朽度は、川里浄水場No.3配水池が「低」から「中」となるなど、老朽化は少しずつ進行しています。また、耐震化計画に基づき、箕田浄水場配水池の耐震補強工事を実施したことにより、耐震化率は38.3(%)に向上しています。他の施設についても、今後は二次診断を実施し、その結果に応じた耐震対策が必要となります。</p>
P.38	P.43	文章の修正	<p>(下から7行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衝撃に弱く、耐震性が低いとされる石綿セメント管の更新は概ね計画通りに進んでおり、平成17年度からの10年間で65.3kmから4.4km(0.8%)にまで減らしました(次頁図27)。このまま更新を継続することで、石綿セメント管を全てなくすことができます。その後は、耐震継手を持たない硬質塩化ビニル管の更新を優先的に進める必要があります。</li> </ul>	<p>(下から6行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、衝撃に弱く、耐震性が低いとされる石綿セメント管については、重点的かつ計画的に更新を進めてきた結果、令和2年度末には約2.9km(0.5%)にまで減少しました。残っている管路は、北本県土整備事務所が計画する道路工事と併せて進めていくなど、路線毎に抱える課題を見定めながら、対応していく予定であります。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.38	P.43	文章の修正	<p>(下から3行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管路の更新・耐震化にあたっては、管路の老朽度や耐震性に基づく優先度に加え、基幹管路（導水管、配水本管）や重要給水施設への供給ルートに基づく重要度の設定や、将来の水需要の減少に見合った口径へのダウンサイジングも考慮する必要があります。</li> </ul>	<p>(図30直下)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管路の更新・耐震化の進め方は、平成30年度に策定した配水管路更新計画により基幹管路（導水管、配水本管）や重要給水施設へ供給するルートに関して重要度を設定し、この重要度のほかに、老朽度と耐震性（耐震継手を有しない硬質塩化ビニル管など）を考慮して優先度を整理しました。また、将来の水需要の減少に見合った口径へのダウンサイジングを検討しながら適正口径での更新を進めており、耐用年数超過管路率や耐震管率は少しずつ改善しています。</li> </ul>
P.38	P.43	文章の追加	<p>(最終段落後)</p>	<p>(下から2行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最後に、現在の大きな課題となっている国土交通省（国）が所管する上尾道路の整備に合わせた管路の再編成については、検討を重ねて、概要となる整備計画を策定しました。今後も国との協議を充分に行い、工程等の確認や管路の再編成工事に係わる事業量の増加に対応できる体制の強化が必要となります。</li> </ul>

鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.39	P.44	文章の修正	<p>(図27直下2行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻巣市においては、鴻巣地域の寺谷と川里地域の屈巢を結ぶルート平成24年度に新設したほか、桶川北本水道企業団との間で配水連絡管による相互バックアップが可能となっています。その他の連絡配水管については、残存する石綿セメント管及び増加する老朽管を優先的に更新しているため、まだ整備されていません。</li> </ul>	<p>(図31直下2行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻巣市では、平成24年度に鴻巣地域の寺谷と川里地域の屈巢を結ぶ連絡管、また、水道事業ビジョンの策定後となる平成30年度には鴻巣地域の中井と吹上地域の前砂を結ぶ連絡管、さらに、令和3年度には鴻巣地域の安養寺と川里地域の屈巢を結ぶ連絡管を完成させ、計画的に整備を進めてきました。なお、他の事業体との連携として、鴻巣市人形地内で桶川北本水道企業団と配水連絡管が整備されており、相互バックアップが可能となっています。</li> </ul>
P.41	P.46	文章の修正	<p>(本文1行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>馬室浄水場、吹上第二浄水場、川里浄水場及び本市第二庁舎前東倉庫に、給水袋やポリタンク等の資機材を備蓄し、緊急時の給水に備えています。</li> </ul>	<p>(本文1行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市水道事業は、緊急時の応急復旧や応急給水に備え、工具や管材料、給水袋やポリタンク等の資機材を備蓄しています。</li> </ul>
P.41	P.46	文章の修正	<p>(本文2行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度には、加圧式給水車を1台(最大1750ℓ積載可能、加圧ポンプ搭載)導入しました。しかしながら、各資機材の保管場所は、市役所庁舎や浄水場など複数箇所に分散している状況です。</li> </ul>	<p>(本文2行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、平成26年度には、加圧式給水車を1台(最大1750ℓ積載可能、加圧ポンプ搭載)導入しています。</li> </ul>
P.41	P.46	文章の修正	<p>(本文5行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの備蓄品を災害時に有効活用できるよう、上記の応急給水拠点や備蓄品にかかる情報を、より多くの利用者に周知するよう努めるとともに、備蓄品の保管場所を集約化させる必要があります。</li> </ul>	<p>(本文4行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、これらの備蓄品を災害時に有効活用できるよう、応急給水拠点や備蓄品にかかる情報を、より多くの利用者に周知するよう努めるとともに、資機材の備蓄場所を浄水場を集約しました。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.41	P.46	文章の追加	(本文7行目)	(本文6行目) ・ ただし、職員の勤務場所（市役所庁舎）と資機材の備蓄場所が異なるなどの課題があるため、緊急時の対応や応急給水の方法について検討する必要があります。
P.42	P.46	見出しの修正	・ 「ウ 応急給水・応急復旧マニュアル」	・ 「ウ 事業継続計画等の運用」
P.42	P.46	文章の削除	(本文1行目) ・ 本市水道課は平成21年4月から、独自に作成した地震時応急給水・応急復旧マニュアルを運用しています。しかし、これは平成23年3月に起きた東日本大震災や平成28年4月に起きた熊本地震の知見を反映させた内容となっておりません。	(削除)
P.42	P.46	文章の修正	(本文8行目) ・ 水道課においては、鴻巣市の業務継続計画（BCP）も踏まえながら、大規模かつ広範囲に及ぶ災害にも対応できるように、既存の危機管理マニュアルを見直す必要があります。	(本文5行目) ・ また、水道事業においても、令和2年度に事業継続計画（BCP）を策定するとともに、平成21年4月に策定した地震時応急給水・応急復旧マニュアルの見直しを行いました。
P.42	P.46	文章の追加	(本文14行目)	(本文11行目) ・ 合同訓練については、近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できておりませんが、総合防災訓練において市民の皆様に応急給水の体験していただいております。今後も事業継続計画（BCP）に基づき、水道事業職員を対象に毎年訓練を実施していきます。

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.42	P.48	文章の追加	(下から6行目)	(本文2行目) ・ 特に、桶川北本水道企業団とは緊急時の連絡管を整備しており、「緊急給水等に関する協定書」により、有事の際には水道水の相互バックアップが可能となっています。今後、緊急時を見据えた連絡管の設備について、他事業体との連携の検討が必要と考えています。
P.43	P.49	文章の修正	(本文1行目) ・ 本市は利根川及び荒川の浸水想定区域にあり、大規模浸水被害が想定されています。最も浸水被害が大きいとされる荒川水系荒川及び入間川流域での浸水想定区域を図28に示します。特に、吹上地域（吹上第一、吹上第二浄水場）と川里地域（川里浄水場）は浸水した場合に想定される水深が1.0m以上5.0m未満とされ、ポンプ室もしくは電気室が設置されている建物1階部に被害が及ぶ恐れがあります。浸水被害の対策としては、水の浸入を防ぐための防水扉の設置があげられます。その他、鴻巣－吹上地域間に新たに配水連絡管を整備し、浸水被害がないと想定される人形浄水場と馬室浄水場からのバックアップ給水も考えられます。	(本文1行目) ・ 本市は利根川及び荒川の浸水想定区域にあり、台風による降雨の影響などにより大規模な浸水被害が想定されています。水道事業ビジョンの策定時点において、吹上地域（吹上第一、吹上第二浄水場）と川里地域（川里浄水場）が浸水した場合は、ポンプ室または電気室が設置されている建物1階部に被害が及ぶ恐れがあることから、水の浸入を防ぐための防水扉の設置や、配水連絡管によるバックアップ給水などの対策について検討してきました。

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.43	P.49	文章の追加	(本文9行目)	(本文6行目) <ul style="list-style-type: none"> <li>また、水道事業ビジョンの策定後、本市では水害ハザードマップを令和2年9月に新たに作成しました。この結果、浄水場での浸水深がさらに大きく変わったことから、被害を防ぎきれない場合の減災方法や早期復旧方法の模索が新たな課題となりました。</li> </ul> 今後、水害対策の検討を進める中で、事業実施までに年数を要するため、その間は仮設での対応や復旧までの期間短縮など、総合的な水害対策の見直しが必要となります。
P.46	P.52	文章の修正	(本文4行目) <ul style="list-style-type: none"> <li>配水施設においても、このような適切な点検・修繕によって施設の健全度を維持するとともに、今後は水需要の変動に合わせて、ポンプ台数の削減を検討し、施設能力の適正化を図る必要があります。</li> </ul>	(本文4行目) <ul style="list-style-type: none"> <li>配水施設においても、このような適切な点検・修繕によって施設の健全度を維持するとともに、今後は、水道施設整備検討の結果を踏まえ、施設廃止に沿った設備の維持管理に変更していくことが必要です。</li> </ul>
P.47	P.53	見出しの修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エ 管理情報システム」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エ 情報管理システム」</li> </ul>
P.47	P.53	文章の修正	(本文5行目) <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、管路の位置・属性に関する情報は、水道マッピングシステムによってパソコンで一元的に管理・活用しています。このシステムを利用することで、管路の整備計画の策定や、口径ダウンサイジングの検討を行うことも可能となります。</li> </ul>	(本文8行目) <ul style="list-style-type: none"> <li>また、管路の位置・属性に関する情報は、水道マッピングシステムによってパソコンで一元的に管理・活用しています。このシステムを利用することで、管路の整備計画の策定や、口径適正化の検討を行うことも可能となっています。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.47	P.53	文章の修正	<p>(本文7行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は、浄水施設の機械・電気設備についても管理情報システムを整備し、適正な維持管理や計画的な更新に活用する取り組みが必要です。</li> </ul>	<p>(本文5行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月に施行された水道法の改正により、水道施設の点検を含む維持・修繕を行うとともに、台帳の整備が義務付けられ、本市水道事業においても、水道施設台帳を有した、修繕等の履歴を管理できるシステムを令和3年度に構築しました。</li> </ul>
P.48	P.54	文章の修正	<p>(本文1行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が「第5次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画」で掲げる「施策7-2情報化の推進」に基づき、水道課では内部事務の電子化に取り組んできました。平成21年6月からは、3地域の水道料金を統一し、経費削減につなげました。料金徴収業務は民間に全面委託しています。市全域の浄水施設運転管理と設備点検の民間委託も一本化しており、業務の効率化を図っています。</li> </ul>	<p>(本文1行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市水道事業では、これまでも内部事務の電子化や水道料金の統一による業務の効率化、料金徴収業務の全面委託、浄水施設運転管理や設備点検業務の包括委託など、委託業務の合理化により、経費の削減に取り組んできました。</li> </ul>
P.48	P.54	文章の追加	<p>(本文7行目)</p>	<p>(本文5行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その後は、給水収益の変動とともに増減していますが、同水準を維持しています。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.48	P.54	文章の修正	<p>(本文7行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水収益に対する職員給与費の割合は、下表の業務指標が示すように、この10年間で12.0%から7.8%にまで低下しました。今後も、民間委託の業務範囲の拡大や包括委託を検討するほか、近隣事業体との広域連携の実施により、業務の効率性をさらに高める取り組みが必要です。</li> </ul>	<p>(本文7行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水収益に対する職員給与費の割合は、平成17年度からの10年間で12.0%から7.8%にまで低下しました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う基本料金免除により給水収益が減少したため、令和2年度に割合が上昇しましたが、7%程度を維持しており、近隣事業体とほぼ同等となっています。今後も継続的に改善していくため、民間委託の業務範囲の拡大や包括委託、近隣事業体との広域連携の実施により、業務の効率性をさらに高める取り組みが必要です。</li> </ul>
P.49	P.55	文章の追加	<p>(本文3行目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、令和3年4月1日に組織再編により、上下水道部となりました。上下水道部は水道課、下水道課、経營業務課から構成されます。(このうち、水道事業に係る職員は水道課及び経營業務課の一部職員となります。それぞれの主な業務は、水道課が水道施設、計画、給水に係る業務であり、経營業務課は水道料金、水道経理に係る業務です。)</li> </ul>
P.49	P.55	文章の修正	<p>(本文6行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市水道事業は、職員の人材育成のため、毎年、水道技術にかかる専門的な研修会・講習会への参加を推進しています。</li> </ul> <p>今後は、民間企業からの技術研修等を通じた官民間の知識・技術の共有化や、近隣事業体との広域連携による研修の開催を検討し、技術力の維持と継承に積極的に取り組む必要があります。</p>	<p>(本文11行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市水道事業は、職員の人材育成のため、毎年、水道技術にかかる専門的な研修会・講習会への参加を推進しており、実際には日本水道協会の開催する研修などへ参加しています。</li> </ul> <p>今後は、民間企業からの技術研修等を通じた官民間の知識・技術の共有化や、近隣事業体との広域連携による研修の開催をしたり、水道技術に関する資格を取得し、技術力の維持と継承に積極的に取り組む必要があります。</p>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.50	P.57	文章の修正	<p>(本文4行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>したがって、施設の延命化、統廃合、ダウンサイジングの検討結果を踏まえた「投資試算」と、経営の合理化や効率化に向けた取り組みを踏まえた「財源試算」を行い、投資と財源の均衡がとれた経営戦略の策定が必要です。</li> </ul>	<p>(本文5行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの状況を踏まえ、水道事業ビジョン策定にあたっては、施設の延命化、統廃合、ダウンサイジングの検討結果を踏まえた「投資試算」と、経営の合理化や効率化に向けた取り組みを踏まえた「財源試算」を行い、投資と財源の均衡がとれた経営戦略の内容を併せ持つものとしています。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.50	P.57	文章の追加	(最終段落)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の収益性を示す最も代表的な指標である経常収支比率は100 (%) 以上となっていますが、経営の効率性を示す料金回収率は、令和元年度以降100 (%) を下回っています。令和2年度には、基本料金免除の影響があるものの今後の推移には注意が必要です。</li> </ul>
P.51	P.58	文章の修正	(本文8行目)	<p>(本文8行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、令和4年4月1日にはスマートフォン決済も導入しました。</li> </ul>
P.51	P.58	文章の修正	<p>(下から7行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の要望に応じて、施設見学会も実施しております。</li> </ul>	<p>(下から11行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の要望に応じて、施設見学会も実施しており、現在は新型コロナウイルスの状況を見定めながらの対応となります。</li> </ul>
P.51	P.58	文章の修正	<p>(下から4行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>したがって、本市が直面する課題と今後の水道事業計画について、利用者の理解を得られるよう、広報「かがやき」だけでなく、水道事業の広報誌を定期的に発行し、積極的に説明していきたいと考えております。</li> <li>これと同時に、利用者から水道事業に対する意見及び要望を収集し、事業運営に反映させる取り組みが必要です。</li> </ul>	<p>(下から8行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>したがって、本市が直面する課題と今後の水道事業計画について、利用者の理解を得られるよう、様々な方法で情報発信していきたいと考えています。また、水道事業ビジョン策定時には水道事業独自の広報誌等も考えていましたが、現在はホームページでの情報発信としています。今後も、情報技術の進化も踏まえ、費用対効果に配慮した発信方法を検討する必要があります。</li> <li>これと同時に、利用者から水道事業に対する意見及び要望を収集し、事業運営に反映させる取り組みが必要と考えており、現在は、全庁的なタウンミーティング（まちづくり懇談会）で意見及び要望を収集しています。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.52	P.59	文章の修正	<p>(下から2行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、平成19年度の前基本計画では、石油代替エネルギー採用の検討を計画していましたが、現時点で再生可能エネルギーの導入は予定しておりません。</li> </ul>	<p>(本文10行目)</p> <p>省エネルギー対策への取り組みを表す「配水量1m3当たり電力消費量」「配水量1m3当たり消費エネルギー」は、大きな変化はありませんが、非効率な運転にならないように引き続き注意が必要です。</p>
P.52	P.59	文章の追加	<p>(表の直下)</p>	<p>(表の直下)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、近年では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル脱炭素の実現を目指すことを宣言し、「地球温暖化対策計画」が改訂されました。水道分野では「上下水道における省エネルギー・再エネ導入 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等」として、2030年度▲21.6万トン-CO2の目標が提示されています。</li> </ul> <p>本市においても、脱炭素社会の実現に向けた取り組みとしてSDGsの理念のもと、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを令和3年10月1日に宣言しています。</p> <p>水道事業における目標達成に向けた取り組みとして、省エネ・再エネ設備の導入や、施設の広域化・統廃合・再配置による省エネルギー化の推進についても、検討していく必要があります。</p>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.53	P.60	図と文章の追加	(本文6行目)	(本文6行目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新たな広域化のイメージ」を追加</li> <li>・ また現在は、従来の「広域化」である事業統合に限らず、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といったソフト面の一体化などを含めた、幅広い形態の「広域連携」の取り組みについても検討を行っています。</li> </ul>
P.53	P.60	文章の追加	(本文11行目)	(下から4行目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業ビジョン策定後、広域化の検討活動としてアセットマネジメント専門部会、資材共同運用検討部会を開催し、令和3年度には第9ブロックにおいて、技術研修を行いました。埼玉県では、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定する予定であり、以降は、県の定める広域化の方針に沿い、構成事業体と調整しながら推進していきます。</li> </ul>
—	P.61	項目の追加	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(7)DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進」を追加</li> </ul>

鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.54	P.62	表と文章の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>「表22 鴻巣市水道事業基本計画の取り組み状況」</li> <li>本市水道事業は、平成19年3月に策定した「鴻巣市水道事業基本計画」で、5つの基本方針「1.安心・安定した供給の確保」、「2. 災害時等の供給体制の確保」「3. 利用者サービスの充実」、「4. 効率的な事業経営の推進」、「5. 環境に配慮した事業の推進」を掲げ、その実現に向けた施策に取り組んできました。その内容と取り組み状況を表 22にまとめます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「表25 鴻巣市水道事業ビジョンの取り組み状況」</li> <li>本市水道事業は、平成30年3月に策定した「鴻巣市水道事業ビジョン」で、水道事業の理想像（基本理念）を「地域とともに、信頼を未来につなぐ鴻巣の水」としました。この理想像を実現するため、「安心・安全な水道水の供給」、「災害に強い水道システムの構築」、「健全で持続可能な水道事業運営」の3つを基本目標とし、その実現に向けた施策に取り組んできました。その内容と取り組み状況を表 25にまとめます。</li> </ul>
P.55	P.63	文章の修正	(凡例を追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度策定鴻巣市水道事業ビジョンの課題（継続）</li> <li>◎ 平成30年度策定鴻巣市水道事業ビジョンの課題を解消（目標達成）</li> <li>△ 平成30年度策定鴻巣市水道事業ビジョンの課題の内容を一部見直し</li> <li>☆ 今回の見直しにより新たに課題を追加</li> </ul>
P.55	P.63	文章の追加	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(安全面 2項目目)</li> <li>☆ 将来の水需要の減少を考慮し、自己水源（深井戸）の数を見直す必要があります。</li> </ul>
P.55	P.63	文章の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>(安全面 2項目目)</li> <li>・ 水源から給水栓にわたって、水質の監視・管理が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(安全面 3項目目)</li> <li>△ 水源から給水栓までの、水質の監視・管理が必要です。特に、平成28年度に策定した水安全計画については、定期的に確認し、必要に応じて見直しが必要です。</li> </ul>

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

## (1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.55	P.63	文章の修正	(強靱面 1項目目) ・ 多くの浄水場構造物(着水池・混和池、配水池)について、詳細な耐震二次診断と耐震補強が必要です。	(強靱面 1項目目) △ 将来の水需要減少を見据えた水道施設整備の検討により、今後も使用していく対象となる浄水場構造物(着水池・混和池、配水池、管理棟)耐震対策が必要となります。
P.55	P.63	文章の修正	(なし)	(強靱面 4項目目) ☆ 国土交通省が所管する上尾道路の整備工程を確認しながら、管路の再編成について、対応していく必要があります。
P.55	P.63	文章の修正	(強靱面 5項目目) ・ 水道事業拠点や資機材の保管倉庫が分散しており、非常時の円滑な応急給水・応急復旧活動の妨げとなる恐れがあります。	(強靱面 6項目目) △ 非常時の円滑な応急給水・応急復旧活動の更なる効率化について引き続き検討する必要があります。
P.55	P.63	文章の修正	(強靱面 6項目目) ・ 既往の応急給水・応急復旧マニュアルの内容を見直す必要があります。	(強靱面 7項目目) ◎ 既往の応急給水・応急復旧マニュアルの内容を見直しを行いました。今後も必要に応じて見直しを行う必要があります。
P.55	P.63	文章の修正	(強靱面 8項目目) ・ 利根川及び荒川氾濫による浸水被害への対策が必要です。	(強靱面 9項目目) △ 水害ハザードマップ見直しに伴い浄水場での浸水深が大きく変わったことから、被害を防ぎきれない場合の減災方法や復旧方法など、総合的な水害対策の見直しが必要です。

鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
P.55	P.64	文章の追加	(なし)	(持続面 7項目目) ☆ 環境への配慮として、省エネ設備や運転効率の改善による省エネルギー対策のほか、施設の統廃合・再配置などによる省エネルギー化の推進についても検討していく必要があります。
P.56	P.65	文章の追加	(下から3行目)	(下から6行目) ・ さらに、令和元年10月に改正水道法が施行され、水道事業者の責務として「事業の基盤の強化に努めなければならない」ことが明記されました。本市水道事業においても、事業の基盤強化に向け、安全・強靱・持続の目標を達成する取り組みを継続していく必要があります。
P.57	P.66	文章の追加	(最終段落後)	(下から3行目) ・ また、水道事業ビジョンの改訂にあたっては、安全・強靱・持続の3つの基本目標は継続としますが、基本方針に市の取り組みを反映した「環境への配慮」を追加するとともに、一部の施策について取り組み内容の見直し等を行い、現在の水道事業に適合した内容としました。
P.57	P.66	表の修正	「表23 鴻巣市 水道事業ビジョンの基本方針と施策体系」	「表26 鴻巣市 水道事業ビジョンの基本方針と施策体系」
			「施策」欄 ・ (3)危機管理体制の強化 ・ (5) 技術力の維持・継承 (なし)	「施策」欄 ・ (3)危機管理体制の強化 [連携] ・ (5) 技術力の維持・継承 [挑戦] ・ (7) 環境への配慮 [挑戦]

## 鴻巣市水道事業ビジョン 改訂内容

(1章～5章)

ページ番号		区分	改訂内容	
H30.3版	改訂版		改訂前 (H30.3版)	改訂後
			「施策」欄 ・ (3)ア) 危機管理マニュアルの見直し (なし)	「施策」欄 (削除) ・ (7)ア) 環境対策